

令和7年度徳島県相談支援従事者研修(現任研修)に関するQ&A

No.	質問	回答															
1	県外からの申込みなのですが受講できますか？	県外事業所の方は受講できません。															
2	相談支援従事者研修(現任研修)の受講年度について教えてください。	相談支援従事者研修(初任者研修Ⅰ)を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに相談支援従事者研修(現任研修)の受講が必要です。その後も5年毎に現任研修の受講が必要です。なお、受講年度については最終年度に限らず5年間のうちのどの年度でも受講可能です。 <例> <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>～</td><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>～</td><td>令和5年度</td><td rowspan="2">・・・以降同じ</td></tr><tr><td>初任者研修Ⅰ修了</td><td>初年度</td><td>～</td><td>5年度目</td><td>6年度目</td><td>～</td><td>10年度目</td></tr></table> 平成26年度～30年度の間に 現任研修を1回以上修了する 令和元年度～5年度の間に 現任研修を1回以上修了する	平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度	・・・以降同じ	初任者研修Ⅰ修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目
平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度	・・・以降同じ										
初任者研修Ⅰ修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目											
3	以前、初任者研修Ⅰを受講しましたが、それ以降現任研修は受けていません。この場合、どの研修を受講すればいいですか？	初任者研修Ⅰを受講後、翌年度を初年度として、5年目の年度末までに現任研修の受講が必要です。受講していない場合は、相談支援専門員として配置できません。初任者研修Ⅰを再受講する必要があります。 (例)平成25年度に初任者研修を受講した方で平成30年度までに一度も現任研修を受講していない方は、初任者研修Ⅰの再受講が必要です。															
4	現任研修受講に必要な実務経験要件を教えてください。	現任研修の受講要件は次のとおりです。 (1)現任研修を初めて受講する方 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること (2)現任研修を過去に1回以上修了している方 次の①又は②に当てはまること ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること ②現に相談支援業務に従事していること ※「相談支援の実務経験」とは「指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所及び基幹相談支援センター等における相談支援業務に従事した経験」をいいます。															
5	受講申込フォームの中の「優先順位」は事業所・施設全体での順序ですか？	1つの研修に1つの事業所から複数人お申込みされる場合には、事業所毎に申込者の優先順位をつけてください。															
6	過去に受講した研修の修了証書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか？	修了証書の再発行はできませんが、修了証明書を発行いたします。 修了証明書交付申請書の様式はホームページに掲載しております。詳しくはホームページをご覧ください。 <ホームページURL> https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogaifukushi/7239209/															